

税制調査会 第10回専門家委員会終了後の記者会見録

日 時：平成22年11月 1 日（月）15時57分～

場 所：合同庁舎 4 号館11F 共用第 1 特別会議室

○神野委員長

本日、第 10 回目の専門家委員会を開催いたしました。

本日の専門家委員会は、消費課税をテーマに論点の深掘りを行ったということでございます。

具体的には 4 点のテーマがあって、一つは今後の税制改革における消費税の位置づけ。それから、再分配政策の在り方。この二つは、当然ですが、租税制度全体の体系論と、社会保障制度とどのように組み合わせるかということと密接に結びつく論点と言っていいかと思えます。それから、課税の適正化の問題。これは簡易課税とか、よく「益税」と表現されているような問題、免税業者の問題や、95%ルールの問題というような課税の適正化の問題。それから、国と地方の税源配分の問題を主とした地方消費税の充実の問題などということで、この 4 点を主要な論点として議論したところでございます。

それと同時に、消費課税の議論を終えた後、皆様も御存じの生保年金に対する最高裁の判決が下りておりますが、このいわゆる二重課税の最高裁判決に関して有識者による研究会の報告書がまとめられましたので、この研究会に参加していらっしゃる専門家委員会の中里委員から御紹介いただいております。

ただ、この件については、後日、税制調査会に報告されることとなっておりますので、報告書や本日のこの件に関する議事内容については、それまでの間、非公開とさせていただきますと考えておりますので、本日はコメントを差し控えたいと考えています。

以上でございますが、何か御質問等がございましたらお受けしたいと存じます。

○記者

今後の税制改正における消費税の位置づけについて議論されたということですが、これをもう少し具体的に、どういうやりとりがあったのかということをお教えいただけますでしょうか。

○神野委員長

どこが税制体系論で、どこが再分配政策論なのかというのは区分し難しいのですが、今日の委員会では、消費税だけの問題として、例えば逆進性があるというようなことを議論しても余り生産的ではないだろう、つまり、租税体系全体の中で、租税制度全体が生み出す租税負担行動と言ったらいいのでしょうか、そういう観点から議論していかなければならないだろうという議論が、細かな点を除けば、大体そういう方向性でした。

もう一つは、当然、租税負担ということのみを議論していても意味がないといえますか、再分配ということを考えれば、社会保障制度と有機的に関連付けて税の負担ということを議論していく必要があるだろう、つまり、再分配効果についても税制だけあるいは消費税だけで議論していても限界があるので、歳出の面を含めた議論が必要であるという点が大きな意見だったと思います。

○記者

あと、課税の適正化についての議論というものはどういう議論だったのでしょうか。

○神野委員長

これは、ほぼ委員の皆様方の意見は一致していたのではないかと思います。免税点制度や、簡易課税制度、95%ルールなどの特例措置については見直していくという方向では一致していたと思います。

○記者

例えば、インボイスの導入についての御意見は。

○神野委員長

これは、インボイスを導入すべきであるという意見も多かったのですが、他方で、複数税率を入れないのであれば必ずしもインボイス制度にこだわる必要はないのではないかと、つまり、基本的に帳簿方式というふうに言っていけば、アカウント方式で対応している現行の制度であっても、かなり選択的な要素もあるので、十分対応できるのではないかと、したがって、複数税率を入れないのであればわざわざインボイスを導入する必要はないのではないかとという意見もありました。

一面で、インボイスを導入すれば、今、申し上げたような免税業者のメリットが事実上なくなってしまうわけですので、インボイスを導入すべきであるという意見も多かったのですが、複数税率との関係で導入しないのであれば必ずしも必要ないのではないかとという意見があったということです。

○記者

消費税と再分配政策を両方論じたということで1点お伺いしたいのですが、専門委員会の方の間では、目的税化についてはどういう議論がなされているのでしょうか。

○神野委員長

これも2派ございます。狭い意味での目的税化というのは余り聞かれなかったと思いますが、社会保障財源に充当すべきという縛りの緩やかな目的財源化という意見が一方であり、他方で複数の意見として出てきているのが、そもそも財政民主主義の原則であるノン・アフェクタシオンの原則に反するので、目的税化というようなことは行うべきではないのではという意見も出ております。

○記者

目的税化という名前は政治的にはやはり不可欠ではないかという見方もありますが、

余り専門家委員会ではそういう議論は立ち入らないということですか。

○神野委員長

はい。今、そもそも足りないわけですから、狭い意味での目的税化をしてしまえば福祉の支出を減らすということになるわけです。リンクさせてしまうわけですね。つまり、社会保障財源を消費税では当面賸り切れないので、当然、社会保障を圧縮していくということになっていくわけですね。

○記者

そもそも、今日のこの専門家委員会の議論としまして、この消費課税につきまして、現状よりももう少し全体の税体系の中で、やはりもう少し税率を上げていった方がいいのではないかという議論があったのかどうかということ。

それと、今日は田近先生の方からプレゼンテーションがあったようですけれども、この地方消費税についても拡充するべきではあるのかどうかというような、この地方の社会保障負担という議論もされたように窺えるのですが、地方消費税についてもどのような御議論があったのかということをお聞かせ願えますでしょうか。

○神野委員長

田近委員は御欠席なので資料が出ているということです。

委員会で出た意見では、社会保障でこれから充実していくのはサービスになっていくので、消費税も地方消費税も充実していくべきであるという意見が出ています。

一方で、今の地方消費税率は国税の25%と決められているので、別途、独自に、1%なら1%と決めるべきではないかというような議論も出ました。

○記者

消費税について、消費税だけではなくて租税全体でというお話がありましたけれども、例えば、こういう税でとかそういうお話はあったのでしょうか。具体的にこういう税を見直すべきであるとか、そういう議論というのはあったのでしょうか。

○神野委員長

私たちの専門家委員会の目的といいますか、中間報告にも整理しましたように、税収力を強めるということや再分配効果というようなことを考えるわけです。そういったときに、1つの税目、例えば消費税も、応能原則といいますか、逆進的ですから累進的にすべきであるというのではなく、具体的に委員の皆様方が御指摘しているのは、主として所得税とかあるいは贈与税というような、所得の豊かな者あるいは財産の豊かな者に税を強いる、重い税負担がかかっていくというような租税と、消費税というような、税収は上がりますけれども負担は逆進的ないしは比例的であるというような租税とを組み合わせることで、全体としての税負担構造を考えたりすればよいということです。逆に、複雑にすると、C効率性と言いますが、納税者が納めた税収と、実際に国庫、政府に入ってくる税収との差を小さくするという徴税费最小の原則から言いますと、ヨーロッパその他の国々はこのC効率性が非常に悪くて、さまざま

なレポートでも指摘しているところなので、そういうメリットを考える上でも、一つの税目だけで考えるべきではないのではないかと。つまり、全体の構造の中で税負担構造あるいは再分配効果を考えていけばいいのではないかとという議論です。

具体的に言いますと、少しそういう意味では、所得税とか相続税とかというものも当然再分配機能とセットで考えるべきであるという意見と、所得税や相続税というものも社会保障財源に充てていいのではないかとということも同じことですね。例えば、皆様も御存じのように、イギリスの社会保障について最初に充実しろといったレポートなどでも、そもそも租税構造が累進的ということ的前提にして、一律に配る定額年金とか児童手当とかというものを配っても、税が累進的ですから、みんな同じに配っても再分配効果は強まるというのがそもそもの考え方です。税を累進的にしておいて給付を一律にするという考え方もありますので、所得税や贈与税を充てても構わないのではないかとという議論と、2通り出ています。2通り出ているというのは、両方組み合わせて考えるべきであるという意見です。

○記者

それは、文脈としては給付付き税額控除とか、または複数税率に対して慎重なお立場の方が多いということでしょうか。

○神野委員長

そうです。裏から表現すれば、給付付き税額控除などを入れることについて、勿論、賛成の方もいらっしゃいます。租税体系全体として負担を考えるべきであるということも理解できますけれども、国民の理解を得るためには消費税という税金そのものも応能的になっているようにした方がいいのではないかとという意見も出ていますが、他方で、今、申し上げましたように、税の累進性、負担の公平性、再分配機能というのは租税制度全体で考えていけばいいので、組み合わせで良いのではないかと。そのために、先ほど申し上げたような複雑な複数税率とか、それから給付付き税額控除などを入れますと、C効率性が落ち込んだりしてしまう危険性があるという議論が行われたということです。

○記者

最初の方のお話で、社会保障等を含めて考えますと、消費税だけ議論していても限界がある、歳出と含めた議論が必要ではないかというお話をされていましたが、そうしますと、税調の専門家委員会という中だけで、その全体の議論をするのは難しいと思うのですが、そうした視点というものは、今後本体会合に何か御提言みたいなものを上げるという解釈でいいのでしょうか。

○神野委員長

特にありません。ありませんという意味は、最初の問題点で御説明申し上げたのは、税の再分配機能ということに関して言えば、社会保障の再分配機能がどうなっているのかということと関連付けて考えなければならないので、税だけで議論はできないで

しょうということです。

○記者

今後のことでお聞きしたいのですが、この消費税の議論は今回だけで閉じてしまうのか。ある程度、党の方でも社会保障と税のP Tなどが立っていますけれども、そちらの結論なども見合いながら、もう一度チャンス設けるのか。現在のスケジュール感を少し教えてください。

○神野委員長

今のところ、最初に申しあげましたように、ざっと見ることにしております。次は別な租税で議論を進めていきますので、当面、また戻るべしというようなことがあるかもしれませんが、今のところ、そういうふうには考えておりません。

どうもありがとうございました。

[閉会]